

令和3年
4月版

新型コロナウイルス感染拡大の影響 を受けた漁業者への積立ぶらすの特例！

新型コロナウイルス感染症の影響が収束するまでの特例措置です。

特例の主な内容

3つの特例措置は、契約内容等により受けられる内容が異なります。

積立金の仮払い < 漁協組合（支所）長の証明必要 >

責任期間中に、納入した積立金の仮払い（返金）の請求ができます。

積立金の積立猶予

積立金の納入期限を延長することができます（原則として、責任終了日の直前の口座振替日（毎月8日）まで）。

積立金の積立免除 < 漁協組合（支所）長の証明必要 >

積立金の積立が免除されます。

【 積立金の積立免除の要件 】

新規契約は、基準収入が1億6,000万円以内であること。

継続契約は、今回契約の漁業者積立額が前回契約の漁業者積立額以内であること。

< 漁協組合（支所）長の証明 > は、新型コロナウイルスの影響により、令和3年1月以降に過去同時期の収入と比較し、20%以上減少している月があることを漁協組合（支所）長に証明してもらうことが必要です。

【 特例措置の適用等の早見表 】

特例措置 （項目）	令和2年4月30日を 責任期間に含む契約		令和2年5月1日以後に 責任開始する契約		
	特例の対象	漁協組合長 等の証明	特例の対象		漁協組合長 等の証明
			新規契約	継続契約	
積立金の 仮払い	○	必要	×	×	-
積立金の 積立猶予	○	不要	○	○	不要
積立金の 積立免除	○	必要	○	○	必要

特例を受けようとするときに責任終了日が間近な場合等は特例措置が利用できないことがあります。

～ ご不明な点は、お近くの漁業共済組合までご相談ください ～

< 漁業共済組合・漁済連 >